

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第5回） 議事要旨

1 日時

令和4年7月27日 午後5時頃～午後6時15分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

意見交換

資料1「性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で考えられる論点について」に沿って、「支援対象」及び「支援の時期、犯罪・被害者の認定」について、意見交換を実施した。

ア 支援対象について

対象犯罪 について、日弁連から資料1のとおり意見が述べられ、その当否等について議論するとともに、対象犯罪を限定する根拠を検討する必要性や、手続の途中で罪名が変更される場合があることを想定した検討の必要性について確認された。

対象者 に関する検討事項のうち、被害者の範囲をどう捉えるかに関し、日弁連から資料1のとおり意見が述べられたところ、これに対し、配偶者や親子関係の意義（内縁関係や事実上のものを含むか否か。）・認定の在り方については慎重な検討が必要である旨の指摘がなされた。

イ 支援の時期、犯罪・被害者の認定

支援の時期（始期・終期）について、日弁連から資料1に基づいた意見や検討課題が提示されたところ、これに対し、特に、捜査機関が関与する前における被害者の認定の在り方や事案に沿った終期の在り方等については慎重な検討が必要である旨の指摘がなされた。

国選被害者参加弁護士制度との関係に関し、日弁連から資料1のとおり意見が述べられたところ、これに対し、同制度の趣旨との整合性等については慎重な検討が必要である旨の指摘がなされた。

今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第6回）の会議においては、主に、資料1の「支援内容の枠組」について検討することが確認されたところ、それに先立ち、日弁連において、基本的な支援と考える具体的な支援内容、それ以外の具体的な支援内容等について検討・提示することとされた。

イ 次回の会議について

次回（第6回）の会議は、令和4年9月8日午後5時からと指定された。